

# 令和6年度 新宿区立市谷小学校「いじめ防止基本方針」

## 1 基本理念

- いじめは重大な人権侵害であるとの認識に立ち、いじめ防止に取り組む。
- いじめはどの子どもにも起こりうるとの認識に立ち、いじめの早期発見に努める。
- 子どもの生命及び心身を保護することが特に重要であるとの認識に立ち、いじめの早期発見に努める。
- 子どもの生命及び心身を保護することが特に重要であるとの認識に立ち、いじめを受けた子どもに寄り添うとともに、学校、家庭、地域、関係機関等と連携し、これを解決する。

## 2 組織

- 学校サポートチーム…校長、副校長、主幹、生活指導主任、特別支援コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、当該学年担任、地域及び関係諸機関

## 3 未然防止のための取り組み

- 人権教育・道徳教育の充実…全体計画を基に、計画的・継続的な指導
- 情報モラル教育の推進…携帯電話やスマートフォンなどに関する情報モラル教育の実施
- 児童会活動の充実…代表委員会中心によるあいさつ運動
- 保護者・地域住民との連携の促進…情報の収集・共有・早期対応、セーフティ教室、道徳地区公開講座などによる啓発
- 教職員の意識の向上…いじめ・人権に関する校内研修の実施

## 4 早期発見のための取り組み

- ふれあい月間…アンケートを実施し、個々の児童の実態把握（年3回）
- いじめ防止対策委員会…  
（定期）ふれあい月間に合わせて年3回実施。アンケートや児童からの聞き取り内容を元に、いじめやその疑いのある案件の解決に向けた対応・指導方法の検討、指導・経過観察の結果などについて、情報共有・対応を行う。  
（臨時）上記以外の時期、案件が発生した場合、臨時で委員会を開き早期解決に向けて迅速に対応する。
- スクールカウンセラーとの連携…誰でも相談できることの周知、児童観察、相談
- 教職員…校内巡視による、児童の様子観察や情報の共有
- 相談機関の周知…相談できる場の確保と周知
- 保護者・地域との連携…学校便り、学年便り、保護者会などを通して、情報の発信

## 5 早期対応のための取り組み

- 保護者との連携…保護者と密に連絡をとり、共通理解のもと、児童の観察・ケア・指導
- 教育委員会、関係諸機関との連携…教育委員会への報告、警察・児童相談所などと連携
- 教職員…サポートチームを中心に情報を共有し、全職員で対応

## 6 重大事態への対応

- 教育委員会、関係諸機関との連携…報告し、連携を図る
- 教職員…臨時いじめ防止対策委員会、サポートチームを母体に情報を共有し、全職員で対応
- 保護者との連携…被害児童・加害児童、それぞれに対する相談やケア、協力体制
- 被害児童の安全確保…個別対応やカウンセラーによるケア
- 加害児童への対応…継続的・組織的な指導

## 7 学校評価

- 学校評価による一年間の取り組み評価・改善
- PTA、学校評議委員、関係機関との連携